

高砂小学校いじめ防止基本方針

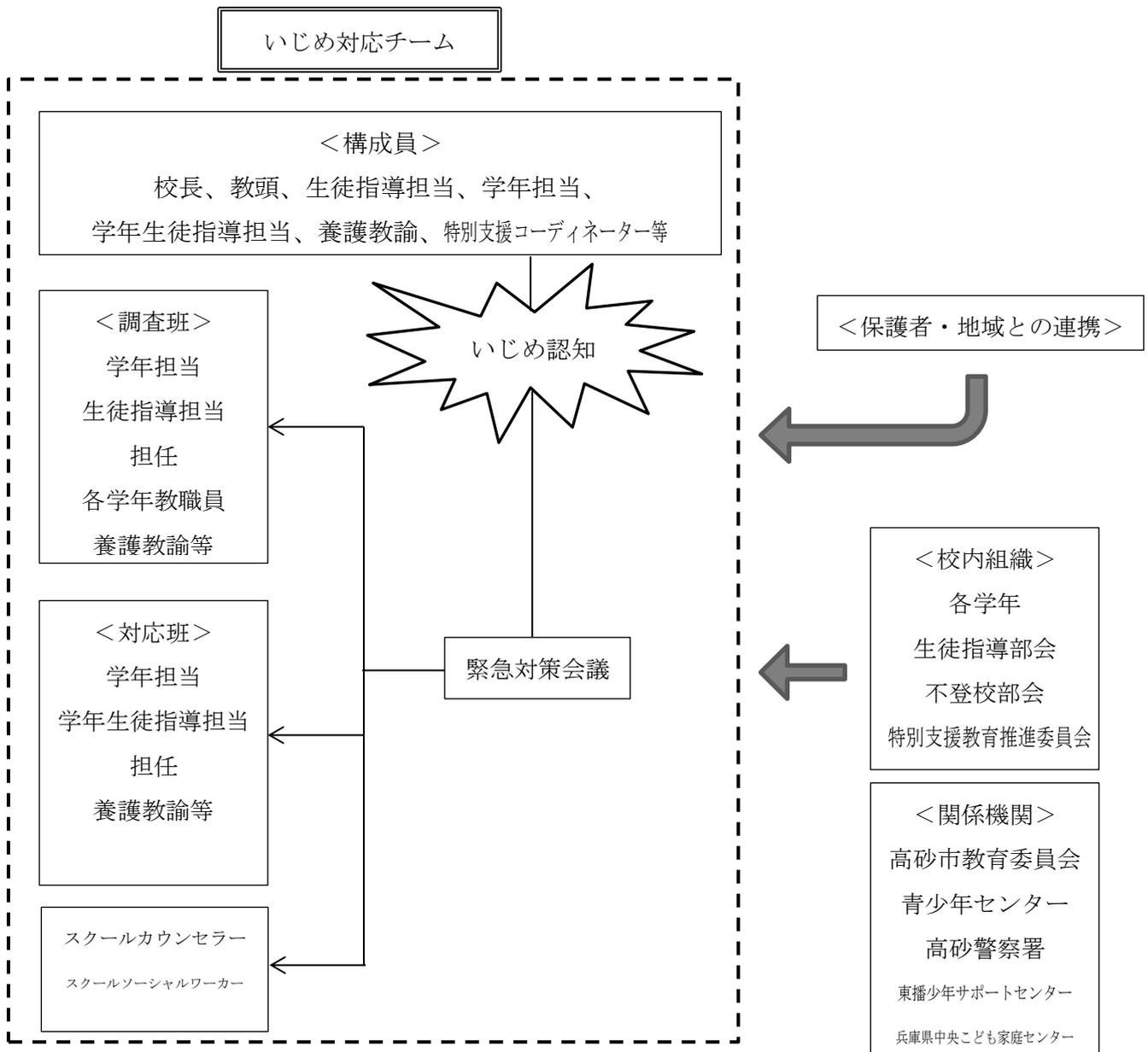
1 はじめに

いじめとは、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童にも、どの小学校にも起こり得ることであり、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネット上でのトラブルなど、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

そこで、学校、教育委員会のもとより、家庭、地域が一体となり、一過性ではなく、継続して、早期発見、早期対応に取り組むために、「高砂小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 組織的な指導体制

○ いじめ対応チーム



- 校内研修の充実
 - ・学校危機対応ハンドブック（高砂市教育委員会）
 - ・カウンセリングマインド研修（年2回）
 - ・事例研修会（月1回生徒指導部会）
 - ・いじめ対応マニュアル〈改訂版〉（兵庫県教育委員会）

3 未然防止対策

- 教科指導、学級指導の充実

仲間とともに学び合う授業展開、学級づくりを行う。これは、学び合うための良好な人間関係が基盤となる。そのため、教師・児童ともにかかわりの多い日々を送る。
- 道徳心の育成

道徳年間カリキュラムの見直しを年度末に行い、より効果的な学びを展開する。また、道徳の授業研究を行い、教師の授業力の向上を目指す。
- 情報教育の充実

インターネットトラブル防止講座（4・5年、保護者）、SNSトラブル防止講座（4・5・6年）を開催する。
- 児童会活動の活性化

あいさつ運動（中学校と共同で行う）、フレンズデイ（異学年交流）を企画、運営し、自分たちの手で明るく楽しい学校づくりを実感させる。
- 高砂小いじめ予防対策

生徒指導部会が作成し、年度初めに全職員共通理解を図る。

4 早期発見対策

- たかさごっ子ノート、日記

児童、保護者、担任が記入、確認を行うたかさごっ子ノートより小さな変化や悩みに気づき、児童把握に努める。記入内容によっては、聞き取りや行動観察を行う。
- 生活アンケートの活用

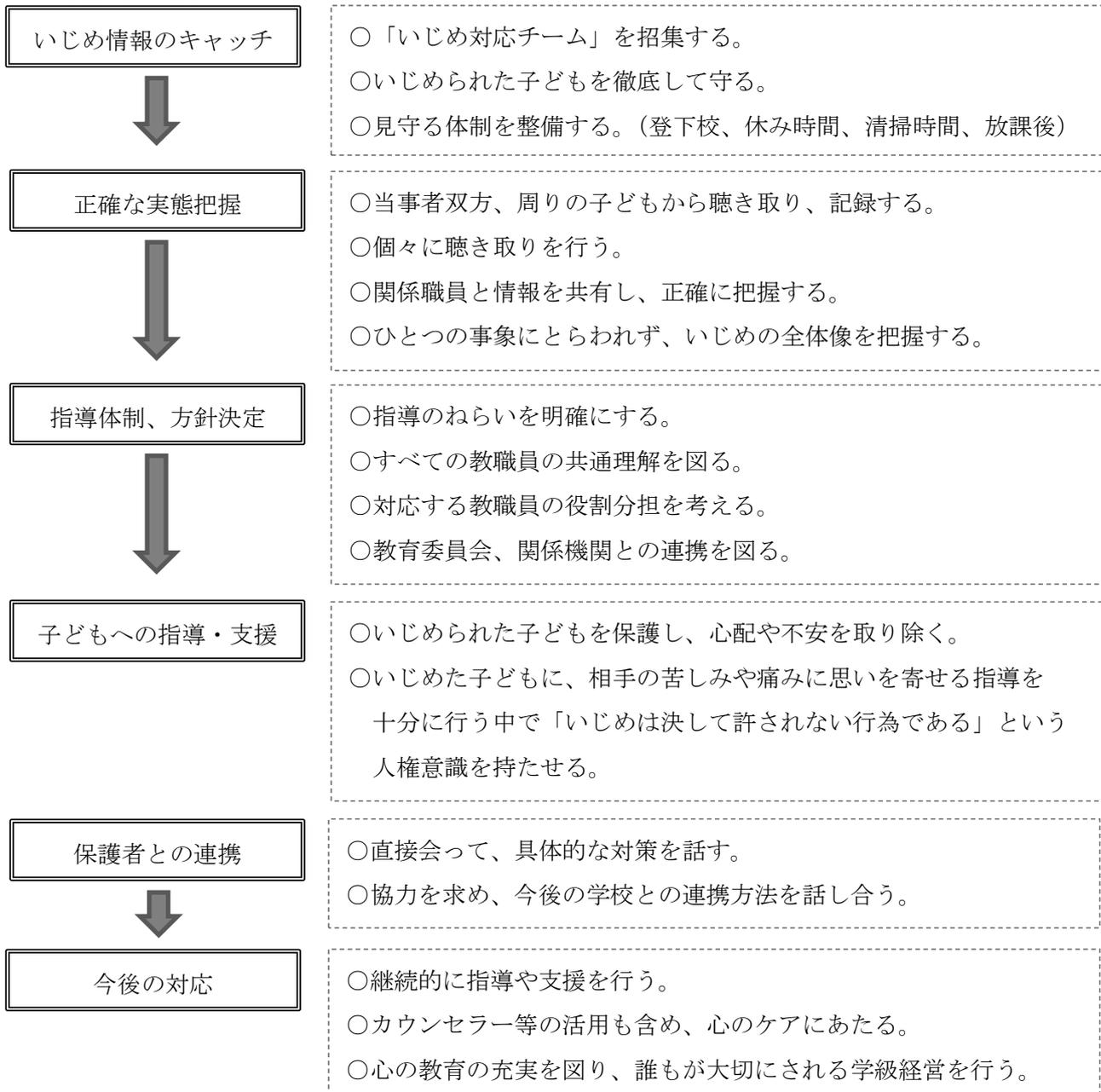
アンケート結果から、気になる児童を把握し、日々の声かけや行動観察を行う。
- 悩み相談シートの活用

アンケート結果から、気になる児童や被害児童を把握し、日々の声かけや行動観察を行う。
1～6年生の全校生で行い、いじめの早期発見、解決にあたる。また、事案を解決へと導くための計画をたてる。
- 教育相談による情報収集

スクールカウンセラーと協力し、児童理解に努める。
- 教職員の情報交換

毎月行う生徒指導部会により、児童把握と共通理解を行う。また、日頃から、全教職員で学年の枠を超えた児童把握・理解に努める。

5 早期対応対策



6 関係機関との連携

○ 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会・青少年センターなどへ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えた学校支援チームで対策協議し、早期の解決を目指す。

(学校支援チーム) 学校・警察関係者 OB、スクールソーシャルワーカー、精神科医等

○ 警察との連携

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。

○ 地域等、その他関係機関等との連携について

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

7 教師の指導姿勢の確立

指導の基本姿勢

- お互いに人間として尊重し合い、受容的態度で接しながら、心のふれ合う共感的な人間関係を築く。
- 児童との関わりは対面を基本とし、児童自らが歩み始めるようになれば＜対面→同行二人＞で支援しながら見守っていく。

指導の際の留意点

- 児童のあるがままを受け入れ、内面にふれ合う中で指導を行う。＜カウンセリングマインド＞
 - (1) 児童を見て、頷きながら話を聞く。
 - (2) 児童が言った言葉や気持ちを繰り返して言って聞かせる。
「あなたの言いたいことは、こういうことなんだね。」という確認をとる という意味。
 - (3) 話の内容が混乱している時には、整理してはっきりさせる。
今、何が一番問題なのか話の焦点をはっきりさせるために必要。
 - (4) わからないことは、質問して理解を深める。
「はい」「いいえ」の答え方をさせる質問ではなく、「それはどういうことなの。」というような質問をする等、工夫する。
 - (5) 児童自身の表現を支持しながら聞く。
話しかけてくる児童の「言葉」だけでなく、「感情」にも注意を払う。
 - (6) あせらず、じっくり「待ち」の姿勢で。
聞く方（教師）に時間の余裕がないと、じっくり話が聞けない。たとえ短時間でも上記の(1)～(5)ができると、児童は素直に話してくれるため、「待ち」の姿勢を大切にする。
- 事実関係を明らかにする。
- 問題行動を起こした児童には個別指導を、周りの児童には全体指導を行い、継続的に見守っていく。
- 個別指導では、児童の目の高さになって話をし、心に響く指導を心がける。
- 保護者との話し合いを大切にする。

8 その他

○重大事態発生時（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号、同法第2号）

